

宝塚市立看護専門学校感染対策マニュアル

1 目的

- (1) 学生・教員が常に感染予防への意識をもち対策をとることにより、自らを守るとともに集団感染を防ぐ
- (2) 地域及び実習施設で発生した感染症に対して、早期に対策をとることにより、学生への感染を防ぐ
- (3) 学内で発生した感染症に対して、早期に対策をとることにより、他学生への感染を防ぐ

2 感染症の範囲

感染症の範囲は、学校保健安全法施行規則第18条（感染症の種類）及び針刺し事故とする。

3. 感染症発生時の連絡・指導体制

(1) 学内で発生した場合

- ア 感染症状が出現した学生は速やかに受診し、検査診断を受ける。教員が症状に気付いたとき、または相談があったときは即刻受診させる。
- イ 学生は、受診結果を電話で教員に報告し、医師の許可が下りるまで出席を停止する。出席停止の期間は、学校保健安全法施行規則第19条の規定に準じる。また、登校初日には診断書を学校長に提出する。
- ウ 学生に対応した教員は、速やかに学校長及び健康管理担当教員に報告する。
- エ 学校長は、感染症発生の報告を受けたときは、感染対策委員会を臨時に開催し、対応を決定する。
- オ 健康管理担当教員は、速やかに対象学生及び必要と認められる学生に連絡し、感染予防行動を徹底させる。
- カ 学校長は、感染予防のため必要に応じて学生の家族に周知する。

(2) 実習施設で発生した場合

- ア 実習施設で感染症が発生したときは、実習施設の指導者（又は指導責任者）は、実習担当教員に状況を連絡する。
- イ 実習担当教員は、事実確認のうえ速やかに実習調整者に報告する。
- ウ 実習調整者は、学校長及び教務主任に報告し、協議のうえ速やかに緊急対応を決定する。
- エ 学校長は、必要があると認めるときは、学校医に意見を聞いて、感染対策委員会を臨時に開催し対応を決定する。
- オ 学生の受持患者が感染症を罹患したときは、実習施設から連絡を受けた時点で実習担当教員は、原則として受け持ち患者の変更を依頼する。
- カ 実習調整者は、実習施設と協議が必要なときは、実習施設指導責任者と協議し、対策を検討する。
- キ 実習調整者は、実習施設の感染症発生状況を学生に周知し、感染予防行動を徹底する。
- ク 学校長は、必要に応じて学生の家族へ情報提供を行う。

(3) 地域で発生した場合

ア 地域における感染症発生状況については、速やかに情報収集し、学生に周知のうえ、感染予防行動を徹底する。

イ 学校長は、必要に応じて学生の家族へ情報提供する。

5. 感染症発生報告書の記載内容

実習担当教員又は健康管理担当教員は、感染症が発生したときは、速やかに次の事項を記載した報告書を学校長に提出しなければならない。

(1) 報告者名（担当教員）

(2) 受持学生名

(3) 感染症の種類、発生の年月日、発生場所

(4) 発症の経緯

(5) 発症時の対応

(6) 学生に対する対応

6. 感染予防対策

宝塚市立看護専門学校定期健康診断及び感染予防要領のオリエンテーションを入学時及び定期健康診断時に行う。

附 則

1 このマニュアルは、令和2年1月1日から施行する。

2 令和元年12月31日まで施行の宝塚市立看護専門学校感染対策マニュアルは廃止する。

附 則

1 このマニュアルは、令和5年5月8日から施行する。